

G20 新潟農業大臣会合に係る
広報等関連業務
受託者選定プロポーザル実施要領

2018年7月

G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会 事務局

1 目的

2019年5月11日、12日に新潟市でG20新潟農業大臣会合（以下、「会合」という。）が開催される。会合の成功等に資するため、G20新潟農業大臣会合開催推進協議会（以下、「推進協議会」という。）は以下の視点から広報等関連業務を行う。

「会合開催及び交通規制等の周知（開催周知）」

「県民及び市民の参画機会創出及び国際理解の向上（機運醸成）」

「農業や食、文化といった新潟の魅力の発信（魅力発信）」

「会合参加者に新潟の魅力を実感いただき、おもてなしの気持ちを伝えること（歓迎）」

「新潟県及び新潟市の国際会議開催都市としてのポテンシャル発信（国際会議開催誘致）」

これにあたり、会合に係る広報等の一連の業務を統一的なコンセプト・デザインのもと実施する委託事業者を選定するためのプロポーザルを実施する。

【開催地にとって、会合開催により期待される効果】

- (1) 世界に向けた新潟の魅力発信及び新潟の拠点性の向上、及びそれに伴う地域の活性化
- (2) 国際都市としての新潟のポテンシャルアップ及び交流人口の拡大

2 委託業務の内容

(1) 名称

G20新潟農業大臣会合に係る広報等関連業務

(2) 業務内容

「G20新潟農業大臣会合に係る広報等関連業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から2019年7月31日まで

(4) 委託予定上限価格

上限額 38,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

提案者は、以下の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、当該本支店等が新潟市入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている（または登録見込みである）こと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 本公募による手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (5) 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の

組織でないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新潟市入札参加資格者名簿に登載されている者を除く）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新潟市入札参加資格者名簿に登載されている者を除く）でないこと。
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、または、暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業ではないこと。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は、単独または他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
- ア 構成団体は上記すべての要件を満たしていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として推進協議会と契約の締結が行えること。この場合、代表構成団体は推進協議会に対してすべての責任を負うものとする。

4 スケジュール

募集開始	: 2018 年 7 月 17 日（火）
質問書提出期限	: 2018 年 7 月 23 日（月）
質問回答	: 2018 年 7 月 26 日（木）
参加表明書提出期限	: 2018 年 7 月 30 日（月）
提案書提出期限	: 2018 年 8 月 28 日（火）
選定委員会開催（予定）	: 2018 年 9 月 3 日（月）
審査結果通知（予定）	: 2018 年 9 月 7 日（金）
履行期限	: 2019 年 7 月 31 日（水）（※ 各事業によって納期は異なる）

5 質問・回答について

本公募に係る質問・回答については、以下のとおり取り扱う。

- ・質問の様式: 様式 1 『質問書』
- ・提出期限: 2018 年 7 月 23 日（月）午後 5 時必着
- ・提出方法: 持参または電子メール
- ・回答方法: 2018 年 7 月 26 日（木）までに電子メールにて回答

なお、質問の内容及び回答は新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。

6 参加表明書の提出について

本公募に参加する場合は、以下の書類を提出すること。

- ・提出書類：様式2『参加表明書』（単独で参加する場合にあつては様式2-1、
共同企業体で参加する場合にあつては様式2-2）
様式3『共同企業体協定書兼委任状』（共同企業体で参加する場合のみ）
※新潟市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、上記のほか、
同名簿の登録要件を満たすことを証する書類を提出すること。
- ・提出期限：2018年7月30日（月）午後5時必着
- ・提出方法：持参または郵送
- ・その他：参加表明書を提出後に辞退する場合は、様式4『参加辞退届出書』を
2018年8月21日（火）午後5時までに提出すること。

7 提案書の提出について

本公募に参加する場合は、別紙「提案書提出書類 一式」に記載の書類を提出すること。

- ・規格：A4判・片面印刷（縦・横等の書式は自由）（必要に応じてA3判も使用可）
- ・記載事項：
 - ① 提案書表紙
 - ② 実施体制
 - ③ 類似業務実績
 - ④ 提案内容（様式5『会場展示構成表(提案用)』を含む）
 - ⑤ 見積書（要代表者印）

併せて、様式6『提案の概要』を提出すること。

提出期限：2018年8月28日（火）午後5時必着

提出部数：正本1部、副本12部

※企業名等は正本にのみ記載。副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

提出方法：持参または郵送

留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員、新潟県職員等で構成する。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。

ウ 評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合は、各委員による多数決により決定することとする。なお、得点が最も高い者であっても、その得点が配点合計の60パーセントに満たない場合は、最優秀提案者に選定しない場合がある。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準・視点等	配点	
理解度・企画構想力	コンセプト・全体の方向性	新潟県・新潟市の特性を踏まえた上で、業務の目的（「開催周知」「機運醸成」「魅力発信」「歓迎」「国際会議開催誘致」）に沿った提案がなされているか。	10	
		目的の達成のために、的確かつ偏りなくターゲットが設定され、効果的な戦略（媒体別広報計画等）が提案されているか。	10	
		戦略及び個別業務（広報、会場展示）は連続性（ストーリー性）や統一感のあるものとなっているか。	10	
	個別業務	広報	広告等のデザインは、会合や新潟のイメージをわかりやすく伝えられるものか。	10
			特に企画力を要する業務において、提案された内容は、独創性・創意工夫があり、効果が見込めるか。	10
		関連業務(会場展示)	新潟の魅力を発信する創意工夫のもと、展示場所別に、的確なターゲットやテーマ、具体例が提案されているか。	10
	自由提案		提案内容は、創意工夫があり魅力的な内容で、実現性、効果、成果が見込めるか。	20
実施体制等		企画提案内容を確実に実施できるスケジュール、実施体制、実績及び見積が提示されているか。	20	
合計			100	

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ文書で通知し、新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ア 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ウ 契約締結後においても受託者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再

度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

新潟市契約規則の規定するところに準じる。

(4) 再委託

本要領に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により推進協議会の承諾を得た場合にはこの限りでない。

10 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

イ 提案書の提出期限に遅れた者

ウ 本要領の通知以降、選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者

オ 本要領に定める委託料を超える見積金額を提案した者

(2) その他

ア 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は、事務局において複製を作成する場合がある。

エ 本公募にあたり推進協議会から貸与を受けたものは、提案書の提出と併せて推進協議会へ返却すること。(辞退する場合には、参加辞退届出書(様式4)による辞退の届出に併せて貸与品を返却すること。)

オ 選定結果について異議申立ては認めない。

カ 受託者の名称は公表できるものとする。

キ 受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。

11 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟県新潟市中央区学校町通一番町602番地1

G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会事務局

(新潟市地域・魅力創造部 2019年G20サミット推進課内)

TEL 025-226-2152 (直通)

FAX 025-224-3850

E-mail: g20summit@city.niigata.lg.jp